1．２月号
2023.1.20
日本共産党香芝市委員会

香芝民報

連絡先
中井政友 090-3869-9204
青木恒子 090-5123-4333

市民をいきなり5階庁舎応接室から追い出す！

突然の庁舎管理規則の変更

市民や記者が求めた議会報告を議員にさせず。

12月5日の本会議。夜の7時から始まり、裁判所の警告を無視して青木議員に出席停止4日間の処分が決議されました。何もかもが異例の対応でした。遅くまで残って傍聴していた市民からは、青木議員に報告を求め、応接室に入るや否や退去を命じられました。

応接室はこれまで、主に懲罰特別委員会（不当な懲罰をしかも秘密会で開催）の待機場所として利用していました。

ところが、11月16日、議員に対して応接室の使用について議会事務局長から今後は事務局に届け出ること、議会開会中はライブ中継視聴のため、個別の使用は自粛するとの通達が文書でありました。

どこで誰が決めたのか、議員も文書でしか見ておらず、論議はされていません。当然、市民は知るよしもないことです。

なぜ応接室を使えないのか、納得のいく説明を

議会報告や記者会見で応接室を使うことを禁止するのであれば、使用について全ての議員が納得できる論議が必要です。当日は議会会期中とはいってもその日の審議は終わり散会していました。また議員が議会報告を市民に行うことは政治活動として禁止することではありません。これまで応接室として市民にひらかれていただけに市民不在の決定です。

事実とは異なる偽りの内容を含んだ「議会決議」

12月22日の本会議で庁舎管理規則を遵守する決議案が出されました。「中井議員、青木議員は許可なく応接室を無断使用していた事件が発生した」との内容です。

中井議員が事前に申し出た使用願が許可されなかったのは市民だけでは使えないことで、今回の議員の議会報告までも使用禁止にすることは全く道理に合わないことです。

応接室を使用しようした青木議員は「強く反発し庁舎管理者の指示に従うことはなかった」「庁舎管理者及び議会事務局の実務執行を妨害」などと書かれています。

しかし、青木議員は事務局長の指示に対して意見（なぜ議会報告で応接室を使えないのか）をしただけであり、その指示を受け止めて、ほどなく廊下に出たのが事実です。

傍聴参加者の声

穴虫

不当な懲罰、出席停止、議員の活動制限。多数派議員はほんとよくやるよ。ふざけるなと言いたい！

真美ケ丘

事実を捏造する決議が賛成多数になるとは、ビックリ！名誉棄損ではないの？

廊下に出ると川田議長が出てきたので、市民は「なぜ使えないのか。その理由を説明してほしい」と何度もお聞きしました。川田議長からは「それはもう決めたことだから」「今までも委員会中でも廊下で大きな声を出して何回も注意をしてるじゃないですか」「何でと言われても迷惑がかかるから判断したんで」の一点張りで結局、市民をないがしろにする説明でした。

青木議員の発言を捏造し、おとしめる内容

しかも驚くべきは、青木議員の発言として書かれている「次元の低いことを言うな」「私は市民の代表だ」「誰でもここを使ってもよい」「市民だから自由に使ってもよいのだ」等の発言の真偽を確認すると全くの事実無根であることがわかりました。これは完全に捏造した内容であり、青木議員をおとしめる誹謗・中傷です。許されるものではありません。

議会の自殺行為であり、議員の良識が問われます

決議案を提案した下村議員はその場におらず、内容をどう確認されたのでしょうか。

決議案は賛成多数で可決されましたが、発言の真偽も確認せず、多数派議員で可決することはまさに議会の自殺行為です。賛成した議員の良識が問われます。